

令和6年11月18日

課外活動部室利用サークル 各位

学生生活課学生支援係

課外活動部室の暖房について（通知）

このことについて、（別紙1）の鳥取大学鳥取地区課外活動部室暖房要領に基づき暖房器具（石油ファンヒーター）の貸し出しを行います。

暖房器具の貸し出しを希望するサークルは、別添の『課外活動部室火気使用願』を令和6年11月25日（月）までに提出してください。

また、暖房器具の貸し出しは下記の期日に行います。

記

『課外活動部室火気使用願』について

提出期限 令和6年11月25日（月）

提出先 学生生活課学生支援係

暖房器具の貸し出し

日時 12月3日（火）12:15～12:30

場所 学生部倉庫（生協裏の倉庫）

注意事項

- ・ 部室内で持ち込みの暖房器具は使用できません。
- ・ 部室内は常に整理整頓し、暖房器具の周りに燃えやすいものを置かないください。また、コンセントのタコ足配線はしないでください。
- ・ コンセントに付着したホコリは出火の原因にもなりますので、こまめにホコリを取り除いてください。
- ・ サークル代表者は暖房器具の使用にあたり、部員に火気使用に関する注意・指導を十分に行い、火災が起きないように努めてください。
- ・ 火気取り扱いの注意を怠り、不適切な使用を発見した場合は、直ちに使用を中止します。

※希望団体が多い場合は先着順とします。